

## 請負代金請求事件について

### 事案の概要

本件は、破産管財人である被上告人（第1審原告）が、上告人（第1審被告）に対し、破産会社が上告人から受注した複数の工事についての報酬等の支払を求め、これに対し、上告人が、未完成工事についての違約金等で相殺する旨主張する事案である。

#### 〔時系列〕

- ① 破産会社と上告人が複数の請負契約を締結した（いずれの契約にも工期に間に合わないときには、上告人は契約を解除し、違約金を請求することができる旨の定めがある。）。
- ② 破産会社が一部の工事を未完成のまま倒産状態（支払停止）となり、これを知った上告人が、工事が未完成となった複数の契約を解除し、それぞれにつき違約金債権を現実を取得した。
- ③ 破産会社が破産手続開始の決定を受けた。
- ④ 被上告人の上記報酬等支払請求に対し、上告人は取得した違約金債権の合計額での相殺を主張し、請求棄却を求めている。

#### 〔参 考〕

破産法は、破産者の債務者が破産者の支払停止を知って取得した債権による相殺をすることはできないとする（72条1項3号）が、その債権の取得がその支払停止を知った時より「前に生じた原因」に基づく場合には同号の規定は適用しないとす（同条2項2号）。

### 原判決及び争点

- ◇ 原判決は、本件の違約金債権は上告人が破産会社の支払停止を知って取得した債権であるとした上で、ある請負契約に基づく違約金債権を自働債権とするとき、これと同じ請負契約に基づく報酬債権を受働債権とする相殺は許されるが、これとは別の請負契約に基づく報酬債権を受働債権とする相殺は許されないとして、被上告人の請求を一部認容した。
- ◇ 本件における争点は、本件の違約金債権による相殺が許されるためには受働債権が当該違約金債権と同一の請負契約に基づく債権であることを要するか否かである。